

令和6年9月27日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局長は、成豊建設株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

成豊建設株式会社

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

3. 処分理由

- ① 成豊建設株式会社は、一次下請として請け負った高知県高岡郡四万十町におけるトンネル掘削工事において、令和4年3月11日、休業4日以上労働災害が発生したにもかかわらず、令和5年8月23日に至るまで労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。

この件について、遅滞なく法令の定める報告をしなかったとして、同社及び同社の従業員1名は、令和5年12月25日付けで労働安全衛生法違反により、須崎簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

- ② 成豊建設株式会社は、一次下請として請け負った山梨県南巨摩郡早川町におけるトンネル掘削工事において、令和5年4月18日、休業4日以上労働災害が発生したにもかかわらず、同年7月4日に至るまで労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。

この件について、遅滞なく法令の定める報告をしなかったとして、同社及び同社の従業員1名は、令和6年3月26日付けで労働安全衛生法違反により、鰍沢簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力（いちりき）（内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 大平（おおひら）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
成豊建設株式会社	国土交通大臣許可 第4116号	野崎 正和	東京都 渋谷区

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
- 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- (2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

- 成豊建設株式会社は、一次下請として請け負った高知県高岡郡四万十町におけるトンネル掘削工事において、令和4年3月11日、休業4日以上労働災害が発生したにもかかわらず、令和5年8月23日に至るまで労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
この件について、遅滞なく法令の定める報告をしなかったとして、同社及び同社の従業員1名は、令和5年12月25日付けで労働安全衛生法違反により、須崎簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。
このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。
- 成豊建設株式会社は、一次下請として請け負った山梨県南巨摩郡早川町におけるトンネル掘削工事において、令和5年4月18日、休業4日以上労働災害が発生したにもかかわらず、同年7月4日に至るまで労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
この件について、遅滞なく法令の定める報告をしなかったとして、同社及び同社の従業員1名は、令和6年3月26日付けで労働安全衛生法違反により、鰺沢簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。
このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。